PPP／PFIの推進に資する提案の募集

資料４

○本制度は、PFI法の**６条提案*の幅広い分野における活用を促進するため**、**民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案**を全国から広く求め、PPP/PFI投資促進タスクフォースにおける検討及び関係府省のネットワークの活用を通じて、**当該民間事業者と提案に関心のある公共施設等の管理者等をつなげることを目的とする**。

○また、民間事業者のみならず、地方公共団体からも**PPP/PFIの推進に資する制度改善に関する提案**を併せて募集し、タスクフォースにおいて提案内容について検討を行い、必要に応じ**PPP/PFI推進アクションプランへの反映等を行うことにより、PPP/PFIの更なる推進を図ることを目的とする**。

*民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第６条の規定に基づく民間事業者からの提案をいう。

■募集する提案内容・提案を提出できる主体

①民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案

公共施設等の設計、建設、運営又は維持管理に係るアイデア、技術、サービス等（スタートアップ企業の有する新技術やサービスを含む。）であって、PPP/PFI事業における具体的な活用方法や事業スキームを伴い、公共サービスの維持向上又は効率化に資するとともに、具体的な案件形成への展開が見込まれるもの。

なお、単なるアイデア、技術、サービス等の紹介にとどまるものではなく、PPP/PFI事業における活用が想定される対象施設（施設の種別であって、個別施設を特定するものではない。）、導入方法及び効果等が具体的に示された提案とする。

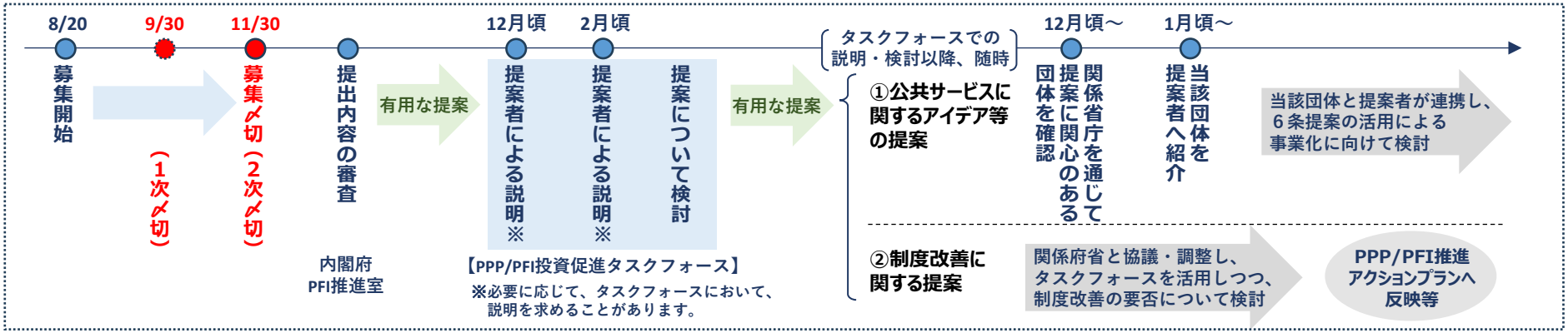
［提案を提出できる主体：6条提案を行い事業への参画に向けた検討を行う意思がある民間事業者］

②PPP/PFIの推進に資する制度改善に関する提案

PPP/PFI推進に資する制度、運用、手続等の見直しに関する提案（公共施設等運営事業の活用範囲の拡大を含む。）であって、現行制度の課題を踏まえ、その改善の方向性及び期待される効果が示されたもの。

［提案を提出できる主体：民間事業者、公共施設等の管理者等］

■スケジュール



詳細は**内閣府HP**（https://www8.cao.go.jp/pfi/taskforce/taskforce_02_index.html）をご覧ください。問合先：内閣府PPP/PFI推進室　03-6257-1654